

氏名 (法人にあっては名称)	日立造船株式会社
住所	大阪市住之江区南港北1丁目7番89号

自社等発電所(*1) の有無	有		
電気事業の概要	2015年7月より関西電力管内で小売を開始、現時点で沖縄電力管内を除く全国にて特高・高圧を中心に小売電気事業を営んでおります。 当社が長年にわたり注力してきた廃棄物発電の豊富な経験を活用し、再生可能エネルギー発電の電力を中心に小売電気を供給しております。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の状況	年 度	基礎二酸化炭素排出量	把握率
	前年度実績（2023 年度）	0 （千t-CO ₂ ）	100.00 （%）
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の量の抑制に関する 措 置 の 実 施 状 況	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度目標（2023 年度）	0.200 （kg-CO ₂ /kWh）	0.200 （kg-CO ₂ /kWh）
	前年度実績（2023 年度）	0.127 （kg-CO ₂ /kWh）	0.147 （kg-CO ₂ /kWh）
	(措置の実施状況)		
	廃棄物発電による電気供給で排出量を抑制しています。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。
*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。
*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置の実施状況	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度目標（2023年度）	0（千kWh）	0.00（％）
	前年度実績（2023年度）	0（千kWh）	0.00（％）
	（措置の実施状況） 自社小売電気事業に供している自社等再生可能エネルギー発電所はありません。前年度は自社等発電所のうち火力発電所からの電力のみを自社小売電気事業に供しましたが、他社供給用としてバイオマス発電所、太陽光発電所は有しております。		
	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置の実施状況		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度目標（2023年度）	極力確保（千kWh）	極力確保（％）
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況	前年度実績（2023年度）	0（千kWh）	0.00（％）
	（措置の実施状況） 2023年度は広島市内への供給実績はありませんが、当社としては廃棄物発電（再エネ電源）の確保に努めました。		
	2023年度は広島市内への供給実績はありませんが、会社として、各需要家様に廃棄物発電からの電力供給を行いました。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置の実施状況	当社には、茨城県に2号機、3号機と2系統の発電設備（LNG火力2機、出力計；23万kW）を保有しており、他の小売電気事業者および日本卸電力取引所へ主に販売し、繁忙期にはその一部を当小売電気事業へ供給しております。熱効率の向上については以下の状況でした。 ・省エネ活動により、補機の運転時間見直しを行い、消費電力の削減を行いました。契約している小売電気事業者からの契約下限の減通告での運用及び短時間運転による効率悪化の影響で、前年度比1.0%増加となりました。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組の実施状況	省エネへの啓蒙として、お客さま専用Webページサービスを行い、この専用ページにて30分ごとの電気量等がわかる見える化や設定ラインを超えた場合のメール発信機能等のサービスを提供しています。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組の実施状況	「Hitz日立造船環境保護推進プラン」を策定し、従来の地球環境保全活動に加えて、オゾン層の保護、地球温暖化防止、廃棄物のリサイクル・減量化などの地球環境保護活動にも力を入れて取り組んでいます。 （統合報告書2023： https://www.hitachizosen.co.jp/ir/data/pdf/ir2023_J_A3.pdf ）		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するものと並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。